

児玉郡市広域市町村圏組合立余熱利用施設の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、住民の交流の促進並びに健康の保持及び増進を図るため、児玉郡市広域市町村圏組合立余熱利用施設（以下「余熱利用施設」という。）の設置及び管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(位置)

第2条 余熱利用施設の位置を次のとおり定める。

本庄市東五十子167番地3

(業務)

第3条 余熱利用施設は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 余熱利用施設の利用に関すること。
- (2) その他余熱利用施設の設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(休館日)

第4条 余熱利用施設の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日当たるときは、その翌日）
 - (2) 12月30日から翌年の1月3日までの日
- 2 前項の規定にかかわらず、施設の運営上、管理者が必要と認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

(利用時間)

第5条 余熱利用施設の利用時間は、午前10時から午後10時までとする。ただし、管理者が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用の制限)

第6条 管理者は、余熱利用施設を利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、余熱利用施設の利用を制限することができる。

- (1) 余熱利用施設の設置の目的に反すると認められるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反すると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の趣旨に基づき、集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織及びその構成員の利益になると認められるとき。
- (4) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (5) 泥酔者又は保護者の伴わない小学生未満の者
- (6) その他余熱利用施設の管理上、支障があると認められるとき。

(使用料)

第7条 利用者は、別表第1に定める使用料を納めなければならない。

2 前項の使用料のうち時間券の使用料については、別表第2に定める回数券により納めることができる。

3 利用者は、第1項の使用料のほか、和室を利用する場合は、別表第3に定める使用料を納めなければならない。

(使用料の減免)

第8条 管理者は、別に定めるところにより、前条第1項に定める時間券及び1日券の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、管理者が別に定めるところにより、還付することができる。

(損害賠償)

第10条 利用者は、余熱利用施設の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(目的外使用)

第11条 管理者は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の4第7項の規定に基づき、余熱利用施設の一部を目的外に使用させることができる。

2 前項の規定により、使用の許可を受けた者は、管理者が別に定める使用料を納めなければならない。

（指定管理者による管理）

第12条 法第244条の2第3項の規定により、余熱利用施設の管理を法人その他の団体であって管理者が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により、余熱利用施設の管理を指定管理者に行わせる場合における当該指定管理者の指定の手續については、児玉郡市広域市町村圏組合公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例（平成18年児玉郡市広域市町村圏組合条例第3号）の規定によるものとする。

3 第1項の規定により、余熱利用施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条第2項及び第5条の規定中「管理者が必要と認めるときは」とあるのは、「指定管理者が、あらかじめ管理者の承認を得て」と、第6条の規定中「管理者」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

（指定管理者の業務）

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）余熱利用施設の利用許可に関する業務

（2）余熱利用施設の利用に供する業務

（3）余熱利用施設の利用に係る料金の收受等に関する業務

（4）余熱利用施設の維持管理に関する業務

（5）上記に掲げるもののほか、余熱利用施設の管理運営上、管理者が特に必要と認める業務

（利用料金）

第14条 第7条の規定にかかわらず、第12条第1項の規定により、余熱利用施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、法第244条の2第8項の規定に基づき余熱利用施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させることができる。

2 利用料金の額は、第7条に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ管理者の承認を得て定める額とする。

3 利用料金の減免及び還付については、第8条及び第9条の規定を準用する。この場合において「使用料」とあるのは「利用料金」と、「管理者が、」とあるのは「指定管理者が、」と読み替えるものとする。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第1項に規定する別表第1の年間券の改正規定は、平成19年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前に改正前の児玉郡市広域市町村圏組合立余熱利用施設設置条例の規定によりなされた手續きその他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年6月28日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第7条関係）

	単位 (種別)	利用区分	料金
使用料	4時間以内 (時間券)	大人	600円
		小中学生・70歳以上	300円
	1日 (1日券)	大人	1,000円
		小中学生・70歳以上	500円
	通年	大人	40,000円

	(年間券)	小中学生・70歳以上	30,000円
--	-------	------------	---------

備考

- 1 小学生未満は、無料とする。
- 2 時間券の超過時間は、1時間につき大人200円、小中学生及び70歳以上は100円とする。

別表第2（第7条関係）

種別	11枚綴り回数券
大人	6,000円
小中学生・70歳以上	3,000円

別表第3（第7条関係）

和室 使用料	利用時間	1時間につき	1日
	区分		
	1 部屋	500円	3,000円
	2 部屋	1,000円	6,000円
	3 部屋	1,500円	9,000円